



## 10月1日以降の出産育児一時金の支給額を4万円引き上げ、原則42万円とします

国保加入者の方が出産されたときは、1子につき35万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産の場合は38万円）を支給していましたが、平成21年10月1日から平成23年3月31までの出産については、4万円引き上げ、1子につき39万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産の場合は42万円）を支給します。

出産時期	支給額①	支給額②
～9月30日まで	350,000円	380,000円
10月1日以降	390,000円	420,000円

支給額②は、産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産の場合

### 出産育児一時金の支給方法 (10月1日以降に出産される場合)

病院等から請求される出産費用について、被保険者等の希望により支給額の範囲内で国保から病院等へ直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。（直接支払制度）【右図参照】

※出産育児一時金の支給額の範囲が直接支払制度の対象となり、出産費用が支給額を超える場合は退院時に窓口でお支払いいただくことになります。

※出産費用が支給額未満で収まった場合は、被保険者等はその差額を国保の窓口に請求することになります。

※直接支払制度の利用を希望されない場合や海外出産の場合等は、従来の償還払いの方法（出産後の事後払い）の利用もできます（ただし、出産費用を病院等にいったんご自身でお支払いいただくことになります）。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 6571 有線 ⑤ 7784

入院時に国保の被保険者証等を病院等の窓口へ提示します

●直接支払制度を希望される場合

出産費用が支給額を超える場合はその差額を病院の窓口で支払います。

●直接支払制度を希望されない場合

出産後、出産費用の請求書をもって国保の窓口へ出産育児一時金を請求します。

あるいは

出産費用が支給額未満で収まった場合は、出産費用の明細書をもって国保の窓口へ差額を請求します。



### 65歳～74歳の方へ 国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

世帯内の国保加入者全員が65歳以上74歳未満の場合には、平成20年10月から保険税が世帯主の年金から天引きになっています。ただし、次のいずれかの場合は保険税の天引きは行われません。

- ・世帯主が国保加入者でない
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上74歳未満でない
- ・対象年金が年額18万円未満である
- ・介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える



※年度途中において75歳を迎える方は年金天引きを行わず、普通徴収となるほか、年度途中において保険税額に変更が生じた場合は、年金天引きによる納付方法が変更になる場合があります。

また、これまで保険税を滞納することなく納付している世帯については、申し出をすることで、年金天引きをやめて、口座振替による納付を選択することができます。

詳しい内容は、役場税務課住民税担当までお問い合わせください。

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収 (年金からの天引き)	前年度の2月本徴収額と同額					
	仮徴収 1回目	仮徴収 2回目	仮徴収 3回目	本徴収 1回目	本徴収 2回目	本徴収 3回目

※年金天引きの場合、4月、6月および8月に支給される年金から、暫定的な保険税を仮徴収し、保険税額が決定した後、仮徴収した額との差額を10月以降に支給される年金から徴収することとなります。4月、6月および8月の年金から仮徴収する額は、原則として2月に徴収した額と同額となります。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎ 6570 有線 ⑤ 5093

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 ⑤ 7784